

平成22年度政府予算提言・要望書

岩手県知事 達 増 拓 也

目 次

1. 地方財政自立改革（第二期地方分権改革）の実現について	1
2. デジタル・ディバイドの解消に向けた 情報通信基盤の整備について	4
3. J R 貨物の走行に伴う適正な経費負担について	6
4. 過疎地域の振興対策の推進について	7
5. 北上川の清流化確保対策について	8
6. 地域医療再生のための総合的な政策の確立について	9
7. 医師確保等人材の育成支援について	10
8. 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等について	11
9. 少子化対策の推進について	12
10. 農林水産業における「担い手育成」と「産地づくり」について ..	14
11. 農山漁村における農地・森林基盤等の保全について	16
12. 農林水産物に関するW T O 及びE P A 交渉について	18
13. 高規格幹線道路等の整備促進と総合的な評価の実施について	20
14. 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録について	22

1. 地方財政自立改革（第二期地方分権改革）の実現について

地方のことは地方自らの責任において自らが決定し、実行していけるような地域主権型の行財政システムへの転換を図るため、地方税財政基盤の充実を基本とした、地方政府を確立させるための制度改革の実現を要望します。

1 第二期地方分権改革の推進

(1) 地方分権改革の推進方策の具体化

今後予定されている地方分権改革推進計画の策定等に向けて地方分権改革推進委員会の勧告などを踏まえ、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等に関する推進方策の具体化を加速し、地方と協議しながら分権改革の取組みを着実に推進すること。

特に、権限移譲に伴い必要となる財源等については、税財源の移譲等、適切かつ確実な措置を明確にすること。

(2) 国直轄事業負担金の見直し

直轄事業負担金制度については、情報開示を徹底するとともに、地方の意見が十分に反映できるよう現行制度の改善を行うほか、維持管理負担金について早急に廃止するよう取り組むこと。

また、将来に向けて、国と地方の役割分担を明確化した上で、地方負担金の廃止を含めた制度の根幹の見直しを進めること。

(3) 地方の意見を反映させる仕組みの構築

地方財政計画等の策定プロセスに地方が参画する仕組みの構築などにより、地方財政の透明性・予見可能性を向上させるとともに、地方行財政全般にわたる重要事項を協議するための機関として「(仮)地方行財政会議」を法律に基づき設置すること。

2 地方税財源の充実強化

(1) 地方税源の充実・強化

ア 国から地方への税源移譲

国から地方への税源移譲等により、国と地方の税源配分を1：1にすることを旨として、地方税源を充実・強化すること。その際には、偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築できるよう、地方消費税の充実を中心とすること。

イ 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税は地方分権を支える重要な基幹税目であり、主要税目の中で、最も偏在度が低い税目ではあるが、それでも一定の偏在性があることから、できるだけ人口に比例的な税収帰属が実現するよう、地方消費税清算金にかかる清算基準の見直しを行うこと。

ウ 地方税における非課税等特例措置の整理合理化

地方税における非課税等特例措置の整理合理化をゼロベースで進めること。

(2) 地方交付税等の復元・増額

平成21年度地方財政計画においては、通常ルールとは別枠で1兆円の地方交付税を確保することとされ、地方交付税総額の増額が実現されたところであるが、地方交付税及び地方財政政策については、過去数年にわたる地方交付税の大幅な削減が、依然として地方の疲弊や地方財政の危機を招いていることから、社会保障関係経費など地方の財政需要が増大を続けていることも踏まえ、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積上げ、地方交付税の復元・増額を図るとともに、財源調整・財源保障の両機能を維持すること。

また、現下の経済状況の悪化に伴う地方交付税原資となる国税の収入減に対しては、法定率の引き上げ等を含め財源不足に対応した地方交付税の財源を適切に確保するとともに、地方税の収入減に対しては、地方交付税の増額により対応すること。

(3) 経済対策における確実な地方財源措置の実施

近年、経済対策を行うに当たり、各種の交付金により地方公共団体への配慮のための措置が講じられているところであるが、今後も経済対策を実行するに当たっては、地方に財政的な負担を強いることのないようにすること。

なお、地方の予算措置が必要な場合にあっては、その財源については、地方の将来負担となる地方債を発行させるような手法ではなく、国が責任を持って確実な財源措置を実施すること。

2. デジタル・ディバイドの解消に向けた 情報通信基盤の整備について

地域間の情報通信格差を解消し、地域情報化を推進するため、ブロードバンドや携帯電話などの情報通信基盤の整備の推進を図られるよう要望します。

また、アナログ放送からデジタル放送へ完全移行する 2011 年の時点で、全ての住民が情報の地域間格差なく地上デジタル放送のメリットを享受できるよう、国として必要な対策を講じられるよう要望します。

1. ブロードバンド環境の整備に係る支援制度の拡充

ブロードバンド・ゼロ地域を解消するためには、実施市町村の負担を軽減することが不可欠であることから、国の支援制度（地域情報通信基盤整備推進交付金、地域イントラネット基盤施設整備事業）について、(1)補助事業における補助率の引き上げ(2)複数年度の事業計画を補助対象とすること(3)過疎債、辺地債等起債制度に係る特別枠の新設など制度の拡充を図るとともに、維持管理運営費や設備更新費について支援する制度を創設すること。

2. 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の創設及び拡充

通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても、その設備投資を促進するため、低利融資、税制優遇措置、債務保証制度の支援制度の拡充を図るとともに、通信事業者を事業主体とする補助制度を創設すること。

3. 地上デジタル放送推進に係る地方財政措置予算枠の拡充

「辺地共聴施設整備事業」における過疎債、辺地債等起債制度に係る特別枠の新設など制度の拡充を図ること。

4 地上デジタル放送への完全移行に向けた対策

全ての住民が地上デジタル放送を受信できるよう、放送事業者が行う条件不利地域におけるデジタル中継局の代替措置及びアナログ放送非カバー地域におけるデジタル中継局等の整備についても現行制度の対象となるよう支援内容を拡充すること。

3 . J R 貨物の走行に伴う適正な経費負担について

J R 貨物が本来負担すべき経費が地方に転嫁されることのないよう、貨物線路使用料制度（調整金制度）が見直されるよう要望します。

1 施設・設備の固定資産税や資金調達コスト等の貨物線路使用料制度（調整金制度）対象経費への算入

現行の貨物線路使用料制度（調整金制度）では、新たな設備投資に係る資本費（減価償却費相当額）は対象とされているものの、施設・設備の保有に伴う固定資産税や施設・設備の整備に伴う資金調達コスト等は対象とされていないことから、これら経費について、当該制度の対象経費とするよう見直すこと。

2 既存の施設・設備の使用に伴う使用料の貨物線路使用料制度（調整金制度）対象経費への算入

現行の貨物線路使用料制度（調整金制度）では、J R 貨物を使用する既存のトンネルや橋梁等の施設・設備の使用料が対象とされていないことから、この使用料について、当該制度の対象経費とするよう見直すこと。

4 . 過疎地域の振興対策の推進について

過疎地域の振興が図られるよう、新たな法律を制定するとともに、過疎地域に対する支援策を強化拡充することを要望します。

過疎地域の振興対策の推進

- (1) 過疎対策は国家的課題であることを認識し、時代に対応した総合的な過疎対策に強化拡充し、過疎地域の振興が図られるよう、平成 22 年度を初年度とする新たな法律を制定すること。
- (2) 過疎市町村の自立的、安定的な行財政運営が着実に図られるよう、地方交付税等による必要な財源保障を行い、その財政基盤の充実強化を図ること。
- (3) 過疎地域における地域コミュニティの活動に対する支援を強化すること。

総務省
自治財政局

林野庁
国有林野部

経済産業省
原子力安全・保安院

国土交通省
河川局

環境省
水・大気環境局

5．北上川の清流化確保対策について

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところでありますが、なお不測の事態への対応、法整備、恒久的財源対策等の課題が残されていることから、国の責任における措置を要望します。

1 休廃止鉱山鉱害防止事業の恒久的な制度確立

休廃止鉱山鉱害防止事業は、鉱業及び鉱山保安行政を所掌する国において法整備を行い、財政事情に左右されることのない恒久的で安定した制度を確立すること。

2 不測の事態における国の適切な対策

不測の事態や地震災害等による北上川の水質悪化の恐れがあることを十分に考慮した上で、国が早急に適切な対策を講じること。

3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで管理区間を延伸し、直轄での一体管理を行うこと。

4 国有林の返地

発生源対策工事が完了したので、国有林の返地について、適切な対応措置を講じること。

6 . 地域医療再生のための総合的な政策の確立について

国民皆保険のもと、わが国の医療制度は高い保健医療水準を達成し、本県においても、へき地医療や救急医療等の各種取組が、医療の均てん化に大きく寄与してきたところです。

しかしながら、今日、地域における医師不足は一層深刻化し、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にある中、自治体・医療現場は医療制度改革、経済対策等に伴う個別的な対応を進めつつ、地域医療再生に向けて新たな取組みにも着手しているところであります。

つきましては、地域医療の再生のため、次のとおり特段の配慮を要望します。

地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づいた医療に係る基本理念・方針のもと、地方の意見も反映した総合的、体系的な医療政策を確立し、国・地方の役割分担や民間との連携を踏まえて、その実効性のある運用を実現すること。

7. 医師確保等人材の育成支援について

保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、更には、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていることから、保健医療サービスを担う人材の育成支援のため、特段の配慮を要望します。

- 1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部における医師養成数増の恒久化
地域の医療を確保するため、平成 18 年 8 月の「新医師確保総合対策」及び平成 19 年 5 月の「緊急医師確保対策」に係る大学医学部における医師養成数の増を恒久的な措置とすること。
- 2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充
地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を拡充すること。
- 3 特定診療科の医師不足の解消
診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を講じること。
- 4 総合医の制度化及び養成
地域医療を担う医師を育成する観点から、総合医の制度化及び養成について必要な措置を講じること。
- 5 臨床教育等における指導医の評価の充実
医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。
- 6 女性医師の離職防止や就業支援制度に対する財政支援の拡充
女性医師の離職防止や就業支援を図る観点から院内保育の夜間延長に要する経費等に対して更なる支援の拡充を行うこと。

8 . 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等について

公立病院等は、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど、地域医療の確保に重要な役割を果たしておりますが、医師不足、診療報酬の引き下げ等により、その経営環境は厳しさを増しております。

つきましては、公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充等を図り、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、特段の配慮を要望します。

- 1 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充
公立病院等の運営に配慮し、更なる地方財政措置の拡充を行うこと。
- 2 公立病院等の運営に配慮した診療報酬の改定
次期診療報酬改定に当たっては、地域医療の確保に大きな役割を果たしている公立病院等の運営に十分に配慮すること。

厚生労働省

医政局、保険局、雇用均等・児童家庭局、
職業安定局

9．少子化対策の推進について

少子化対策は、市町村が地域住民や関係機関・団体と連携して取り組む必要があることから、地域の子育て環境づくりへの支援策を一層充実強化するよう要望します。

- 1 安心して生み、育てられる医療体制の確保・充実
産婦人科医師・小児科医師の養成確保に向けた実効性のある施策により、医師の地域偏在の解消を図ること。
- 2 周産期母子医療センターの運営に対する財政支援制度の拡充等
総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営に対する財政支援を拡充すること。
- 3 遠隔妊婦健診システム等の運営にかかる市町村への財政支援制度の創設
遠野市での「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の活用によるモデル事業の成果を踏まえ、産科医師のいない地域において、遠隔地の産科医師と連携した助産師による遠隔妊婦健診等に取り組む市町村への財政支援制度を創設すること。
- 4 仕事と家庭生活の調和に取り組む中小企業への支援の拡充等
子育てにやさしい職場環境づくりを推進するため、一般事業主行動計画を策定し、短時間勤務や有給休暇取得の促進などにより、仕事と家庭生活の調和に主体的に取り組む中小企業に対する支援策を一層拡充すること。

5 安心こども基金、妊婦健康診査支援基金の継続等

子育て支援体制の充実のため、平成 23 年度以降も安心こども基金、妊婦健康診査支援基金を継続するとともに、これらの基金に基づく施策の拡充を図ること。

6 子育て支援サービスの充実及び質の向上のための施策の拡充

多様な保育サービス、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター等の地域における子育て支援サービスの充実、子育て世帯の経済的支援、質の向上のための施策を更に拡充すること。

10．農林水産業における「担い手育成」と 「産地づくり」について

農林水産業の体質強化を図るため、「担い手の育成」と「産地づくり」に関する施策の充実を図るよう要望します。

- 1 担い手の育成・確保や競争力の強い産地づくりに向けた支援対策の充実強化
 - (1) 強い農業づくり交付金、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業及び担い手経営展開支援リース事業については、平成21年度に事業終期を迎えるが、喫緊の課題である担い手の育成・確保や食料供給力の強化等に向け、これらの後継事業の創設等により、支援対策を強化すること。
 - (2) 平成21年度に事業終期を迎える強い水産業づくり交付金についても、水産業経営の強化及び漁港機能の高度化に向け、公益性の高い施設の保全・整備を行うストック・マネジメント制度を導入するなど、内容を拡充した新たな事業の創設等により、支援対策を強化すること。
- 2 水田経営所得安定対策の拡充
 - (1) 食料自給力・自給率の向上に向け、米粉用・飼料用米についても現行の水田経営所得安定対策の生産条件不利補正交付金の対象品目とすること。
 - (2) 現行の収入減少影響緩和交付金の制度を補完し、収入額が再生産価格を下回った場合、その差額を補てんするよう措置すること。

3 中山間地域等直接支払制度の継続と拡充

中山間地域等直接支払制度は、平成 21 年度が終期とされており、平成 22 年度以降も法制化により恒久的な支援施策として実施するとともに、以下の内容を拡充すること。

- (1) 高齢化の進んだ集落が、他の集落やNPOと連携して行う農業生産活動等を、加算措置の対象とすること。
- (2) 地方公共団体の負担実績に応じた地方交付税への算入など、財政支援を充実強化すること。
- (3) 公益的な活動は受給額算入から除くなど、一農業者当たりの受給上限額（100万円）の見直しを行うこと。

4 生食用カキのノロウイルス対策の強化

- (1) ノロウイルスに汚染されたカキの浄化処理方法等を早期に確立するため、関係省庁の緊密な連携による集中的な研究を進めるとともに、カキ養殖漁場におけるノロウイルス監視体制を充実するための事業を創設するなど、ノロウイルス対策を強化すること。
- (2) ノロウイルスによる健康被害等を防止するため、生食用カキの全国的な衛生基準を早期に策定し、貝毒検査と同様に全国一律の検査体制を構築すること。

1 1 . 農山漁村における農地・森林基盤等の保全について

農林水産業を地域振興の基盤となる産業として確立するため、農山漁村が有する農地・森林基盤等の保全に関する施策を講ずるよう要望します。

1 農業水利施設の保全管理施策の充実

農業水利施設を良好な状態で後世に引き継ぎ、効用を持続的に発揮させるためには、基幹施設から末端施設、ほ場までを一連のシステムとして適切に保全管理する必要があることから、地域の水循環の中核を担う中規模(県営事業クラス(国営造成施設を含む))のダムや揚水機場等の保全管理に対する支援制度を創設すること。

2 低炭素社会の実現に向けた制度等の創設

低炭素社会の実現のためには、森林の炭素吸収源としての機能を発揮させることが重要であり、森林の有する多面的機能は、国民全体が等しく恩恵を受けていることから、間伐や伐採跡地の更新を全額国費で実施する制度を創設し、その財源として、森林環境税等の目的税を導入すること。

3 県有林の経営改善に向けた支援

森林の持つ公益的機能の維持・保全や地球温暖化防止など低炭素社会の実現に寄与する県有林の経営健全化を図るため、次の支援措置を講ずること。

- (1) 平成 16 年度から 19 年度まで、林業公社支援策として認められた、旧農林漁業金融公庫資金の任意繰上償還措置を再開するとともに、県有林事業で借り入れている公庫資金においても同様の措置を講ずること。

- (2) 平成 21 年度から、県が林業公社の債務を引き受けた場合、引受債務に係る利子相当額は特別交付税措置の対象とされたところであるが、県有林事業に係る借入れ債務についても同様の措置を講ずること。

4 松くい虫被害防止対策の強化

青森県への被害まん延阻止のためには、岩手県の被害先端地域における防除対策が重要であることから、本県内陸被害先端地域を「被害の県境」と位置付け、沿岸先端地域と同様に、農林水産大臣命令による防除対策（全額国費）を実施すること。

12．農林水産物に関するWTO及びEPA交渉について

農林水産物に関するWTO交渉及びEPA交渉に当たっては、我が国の農林水産業が健全に発展できる貿易ルールが確立されるよう最善の努力を尽くすよう要望します。

1 交渉に臨む基本姿勢

WTO交渉及びEPA交渉に当たっては、農林水産業の持つ多面的機能の維持・増進、我が国の食料安全保障の確保及び国内における農林水産業の構造改革の取組みへの影響等を十分に配慮し、我が国の農林水産業が健全に発展できる貿易ルールが確立されるよう最善の努力を尽くすこと。

2 WTO交渉

- (1) 農業交渉では、各国の事情に応じた「多様な農業の共存」を基本とし、食料安全保障などの非貿易的関心事項の適切な反映等を内容とする我が国の提案に即し、一律的な上限関税の設定や大幅な関税割当数量の拡大が行われないよう、また、十分な重要品目の数が確保されるよう交渉に当たること。
- (2) 林水産物交渉では、有限な天然資源の持続的利用の観点に立ち、各国の実情に応じた品目ごとの柔軟性を確保したルールの確立に向け、林水産物を関税撤廃の対象外とするとともに、水産物の輸入割当制度が堅持されるよう、交渉に当たること。
- (3) とりわけ、水産物交渉では、水産資源の保存及び持続的利用や漁村の社会資本整備などに資する漁業補助金が、原則禁止とされないよう交渉に当たること。

3 E P A交渉

E P A交渉では、国内農業はもとより地域経済に対する影響を及ぼさないよう交渉に当たること。

特に、日豪E P A交渉において、米、小麦、牛肉、乳製品など我が国の重要品目の関税が撤廃されれば、今後のW T O交渉及び米国、E U等とのE P A交渉への大きな影響が懸念されることから、これら重要品目が関税撤廃の対象から除外されるよう、強い姿勢で交渉に当たること。

1 3 . 高規格幹線道路等の整備促進と 総合的な評価の実施について

本県は、広大な面積を有し、移動手段を自動車交通に依存していることから、県民の安全で安心な暮らしを守り、活力ある地域社会の形成を図るため、高規格幹線道路等の整備促進と道路事業における総合的な評価の実施を要望します。

1 高規格幹線道路等の整備促進

- (1) 県土の骨格を形成する高規格幹線道路などの幹線道路ネットワークは、物流の効率化や観光振興を支え、また、「命を守る道路」として患者搬送時間を短縮するなど、極めて大きな役割を担っているが、本県では未整備区間が多く残されており、国の責任において高規格幹線道路や地域高規格道路、直轄国道を着実に整備すること。
- (2) 一般国道 106 号都南川目道路は、国の B / C の点検において、その値が 1 以下となり事業が凍結されたが、この道路は、地域間交流を促進し、救急医療機関へのアクセス向上を図るなど極めて重要な道路であることから、引き続き整備促進を図ること。

2 道路事業における総合的な評価の実施

費用便益分析については、これまでの 3 便益に「救急医療における効果」や「災害等による通行止め」、「冬期の交通状況」等を加えた便益を用いるとともに、現在価値化する際の社会的割引率を近年の市場実態に即した値とすること。

また、道路の事業評価に当たっては、費用対便益比 B / C のみによって事業の採否や継続の可否を決めるのではなく、地域の実情を十分考慮し総合的に判断すること。

3 道路整備財源の確保

地方が必要とする道路整備が引き続き着実に実施できるよう、これまで以上の額を「地方枠」として確保するとともに、国が行う直轄道路事業費の確保を図ること。

14. 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録について

「平泉の文化遺産」が、確実に世界遺産に登録されるよう要望します。

「平泉の文化遺産」の世界遺産登録

「平泉の文化遺産」については、平成 20 年 7 月の第 32 回世界遺産委員会において、登録延期の決定がなされたところであるが、平成 23 年に確実に登録されるよう、再推薦に当たっては特段の配慮をすること。

また、今回、再推薦を見合わせることにした構成資産について、追加登録が実現されるよう、特段の配慮をすること。